債務承認弁済契約公正証書 (案文)

本職は、当事者の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

【債権者氏名】(以下「甲」という。)と【債務者氏名】(以下「乙」という。)、および【連帯保証人者氏名】(以下「乙」という。)は、本日、以下のとおり合意する。

(債務の承認)

第1条 乙は、甲に対し、本日、○○○○年○○月○○日付の●●●●に基づく●●●●の債務 として金●●●万円の支払義務(以下「本件債務」という。)を負担していることを承認 し、以下の条項に従い弁済することを約し、甲はこれを承諾した。

(利息等)

- 第2条 本貸付金の利息等については、次のとおりとする。
 - (1) 利息 年率 【借入利率】パーセント(年365日の日割計算、ただし閏年は 年366日の日割計算)
 - (2) 支払時期 元金と一括
 - (3) 遅延損害金 年率 【遅延利率】パーセント(年365日の日割計算、ただし閏年は 年366日の日割計算)

(弁済方法)

第3条 乙は、甲に対し、第1条の債務元本及び前条の利息を、令和●●年●●月から令和○○ 年○○月まで、毎月●●日限り、各金●万円宛、●●回の分割で、甲に持参又は甲の指定 する預金口座に振込送金の方法により支払う(元利均等分割弁済)。

【甲の指定する預金口座】

 金融機関名:
 銀行

 本支店名:
 支店

預 金 種 別:普通預金

口座番号: 口座名義:

(遅延損害金)

- 第4条 乙は、甲に対し、第3条に定める分割金の支払を怠った場合は、期限の翌日から当該分割金を完済するまで、残元金に対し、遅延損害金を付加して支払う。
 - 2 乙は、甲に対し、期限の利益を失った場合には、その翌日から完済するまで、残元金に対し、遅延損害金を付加して支払う。

(期限の利益喪失)

- 第5条 乙に次にかかげる事項のひとつにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知催告が なくとも当然に、乙は一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、甲に対し、直 ちに残元利金を支払う。
 - (1) 乙が第3条に定める分割金の支払いを2回分以上怠り、その額が金●●万円に達したとき。
 - (2) 他の債務につき、仮差押、仮処分、強制執行、競売、執行保全処分をうけたとき。
 - (3) 破産手続き開始・民事再生手続開始の決定を受けたとき。
 - (4) 国税滞納処分又はその例による差押を受けたとき。
 - (5) 乙が住所の変更または所在地を移転、職業や勤務先・連絡先電話番号の変更を申告しなかったとき。
 - (6) その他、本契約の条項に違反したとき。

(連帯保証)

第6条 丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する一切の債務について連帯保証し、本証書記載の金員を支払う。

(通知義務)

- 第7条 乙および丙は、次の事由が生じる場合には、変更前もしくは変更後直ちに甲に変更内容を報告しなければならない。
 - (1) 自宅および事業所の移転
 - (2) 事業内容の変更
 - (3) その他財産又は信用に関する重大な変更

(清算条項)

第8条 甲と乙丙は、本件に関し、本証書に定める他、相互に債権債務を一切有しないことを確認する。

(誠実協議条項)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、当 事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

(専属的合意管轄条項)

第10条 甲と乙は、本契約に関して紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一 審の専属的管轄裁判所とすることに合意した。

(強制執行認諾条項)

第11条 乙と丙は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳 述した。